

2. 日本標準商品分類分類基準の例示

(例 1)

用途：○農林・漁業用機器 (40), 事務用機械及び装置 (59), 医療用品及び関連製品 (86)

○農林用トラクタ (421), 建設用トラクタ (422)

○診療施設用機械器具 (6681), 診断用機械器具 (6682), 手術用機械器具 (6683)

機能：○運搬・昇降・貨物取扱装置及びその関連装置 (35), 計量器, 分析機器, 試験機及び計測機器 (別掲を除く。) (63)

○圧縮機 (冷凍機を除く。) (312), 選別機 (396), 動力伝導装置 (444)

○注湯装置 (4361), 除湿機 (5623)

材料：○革製基礎材 (10), ゴム製基礎材 (11), 木製基礎材 (竹製基礎材を含む。) (12)

○金属製容器 (251), ガラス製容器 (252), プラスチック製容器 (253)

○金属製時計バンド (くさり類を含む。) (8151), 皮革製時計バンド (8152), プラスチック製時計バンド (8154)

成因：○動物粗製品 (02), 植物粗製品 (03), 金属鉱物 (04)

(例 2)

